

入札公告の変更について

令和7年5月21日付けで加賀市財務規則(平成17年加賀市規則第35号)第123条第1項の規定により公告した制限付き一般競争入札についての公告の一部を次のとおり変更します。

令和7年6月26日

加賀市長 宮 元 陸

1 入札対象工事名

廃業旅館解体工事

2 変更内容

1 2 契約の条件

【変更前】

落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内(当該期間内に市の休日に当たる日があるときは、その日数を加算した期間)に仮契約書を作成し、仮契約を締結してください。

なお、この工事の契約締結については、事前に加賀市議会の議決を要するので、当該仮契約は、加賀市議会でこの工事の請負契約の締結に係る議案が可決されたときに本契約となるものとします。

ただし、市は、当該議案が加賀市議会で可決されなかった場合でも、仮契約の相手方に対していかなる責任も負いません。

【変更後】

(1) 落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内(当該期間内に市の休日に当たる日があるときは、その日数を加算した期間)に仮契約書を作成し、仮契約を締結してください。

なお、この工事の契約締結については、事前に加賀市議会の議決を要するので、当該仮契約は、加賀市議会でこの工事の請負契約の締結に係る議案が可決されたときに本契約となる

ものとしします。

ただし、市は、当該議案が加賀市議会で可決されなかった場合でも、仮契約の相手方に対していかなる責任も負いません。

- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する場合は、前号の規定にかかわらず、仮契約を省略し、本契約を締結する場合があります。